石本　勲　迫田信昭　野池一廣
林　寛　三井信夫
正七位に叙する（各通）
栗田勝男　小井戸米作
従七位に叙する（各通）（以上四月九日）
浦本瀋一
従七位
従四位に叙する
梅田晃義　加藤一栄
志賀一夫　高松征雄
林　岩夫　平山　昭
従五位に叙する（各通）
叶野勝雄　川上景昭
高山利美　田口　巖
正六位に叙する（各通）
（埼玉県警部補）
伊藤忠明　大谷茂男
梶山　昭　久保義武
齋藤　昇　菅原正禮
松本祥二郎　森　美知夫
従六位に叙する（各通）
浅野一久　本多秀久
正七位に叙する（各通）
草野能成　永山實雄
従七位に叙する（各通）（以上四月十日）
（福井大学名誉教授）
古村義彰
従四位に叙する
熊谷義明　宮崎守保
正五位に叙する（各通）
岡本　弘　佐々木正一郎
須原幸衛　安田修悦
従五位に叙する（各通）
岩橋健次　遠藤貞雄
小泉　淳　濱田雄弘
松村正司　宮本佳宥
正六位に叙する（各通）
石井孝一
佐藤陽一
（法務事務官）
原　治　原田時男
従六位に叙する（各通）
（警視庁警部補）
高下榮次
正七位に叙する（各通）
草野芳男
従七位に叙する（以上四月十一日）
正八位
従四位に叙する
吉田壽一

梶本　正　橋本良補
正五位に叙する（各通）
従七位
栗原正雄
従五位に叙する（各通）
會津佳伸　木村完三
谷口勝之　中野末喜
藤栩靈昌　吉川正之
正六位に叙する（各通）
内山四郎　榎本照子
柴野孝允　永水幸綱
（行橋市議会議員）
深澤徹　堀口順　西本　徹
従六位に叙する（各通）
市川平八郎　横山和夫
正七位に叙する（各通）
伊藤征二
従七位に叙する（以上四月十二日）
（防衛大学校名誉教授）
椿　剛吉　三宅美雄
従四位に叙する
吉田昭司　河野隆介
従五位に叙する（各通）
福島多喜雄
正六位に叙する（以上四月十三日）
小野日出刀
正五位に叙する
曽我米三
従六位に叙する（以上四月十四日）
樋口昭吉
正五位に叙する（四月十五日）
○叙勲
大谷交四郎
旭日単光章を授ける（四月九日）
林　岩夫
旭日小綬章を授ける
前田博之
旭日単光章を授ける（以上四月十日）
竹下　武義　正木英實
旭日単光章を授ける（各通）（四月十一日）
西本　徹
旭日双光章を授ける
池本貞利　紫葉種男
外丸　文男　松井鉞郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上四月十二日）
藤井秀夫　田中重雄
瑞宝小綬章を授ける

井上浩三　川井伊勢藏
鈴木　明　野池一廣
前嶋　亨　渡邉孝雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
栗田勝男　小井戸米作
戸口　博　馬場　敏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月九日）
森田　稔
瑞宝小綬章を授ける
伊藤忠明　大橋實男
川上景昭　梶山　昭
志村邦雄　黒崎昱男
友次英樹　久保義武
瑞宝双光章を授ける（各通）
菅原正禮　田口　巖
長谷川徳洋　森　美知夫
（埼玉県警部補）
浅野一久
関谷英二　五十嵐稔夫
井門宗生　武田吉春
竹中　三男　松本祥二郎
本多秀久
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十日）
古村義彰
瑞宝中綬章を授ける
（福井大学名誉教授）
佐々木正一郎
瑞宝小綬章を授ける
熊谷　義明　佐藤陽一
奥村富夫
飯田敏弘　小泉　淳
塩飽　亘　関口　満　高下榮次
（法務事務官）
野中貞信　濱田雄弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
原田時男　宮本佳宥
石井　喜七　原　治　宮本重俊
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十一日）
桑子秀雄
瑞宝小綬章を授ける
榎本照子　谷口勝之　中野末喜
橋本矩一　橋本良補
瑞宝双光章を授ける（各通）
濱田　武　堀口　順
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十二日）
椿　剛吉
瑞宝小綬章を授ける
福島多喜雄
瑞宝双光章を授ける
藤本興治
瑞宝単光章を授ける（以上四月十三日）
樋口昭吉
瑞宝小綬章を授ける（四月十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月四日午後五時五十四分御出門、展覧会「ベスト・オブ・ザ・ベスト」を御覧のため、ブリヂストン美術館（中央区）へ行幸啓、同六時五十四分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、五月十三日午前十時三十九分御出門、平成二十七年全国赤十字大会に御臨席のため、明治神宮会館（渋谷区）へ行啓、午後零時三分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、五月十五日パラグアイ国の独立記念日につき、同月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十七年五月十八日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十七年六月二十一日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。